

店報



# 陸平

MIHO

平成29年 (2017)

6月号

No. 663



歴史・自然・笑顔あふれる陸平貝塚！  
(安中小学校・春の陸平探検にて)

# 熱中症を予防しよう

これから、暑い夏がやってきます。

皆さんは、熱中症の予防はしていますか？

熱中症の予防には、「こまめに水分補給をすること」「暑さを避けること」「暑さに負けない体力をつけること」の3つが大切です。体調管理を適切に行い、楽しい夏を過ごしましょう。

## 🏠 熱中症ってなんだろう？

### 【熱中症】

温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体のだるさ、ひどいときには、けいれんや意識の異常など、様々な障害をおこす症状のことです。

### ▶症状の例

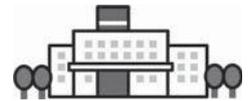
軽症  
↓  
重症

めまい、たちくらみ、筋肉痛、大量の汗

頭痛、吐き気、体がだるい、体に力が入らない

意識がない、歩けない、体温が高い、けいれん

※症状が表れた場合は、無理をせず休息をとりましょう！



体調に異変を感じた時は  
早めに休息を



## 🏠 熱中症はどんな時になるの？

気温が高い、湿度が高い、風が弱い、日差しが強い、閉め切った屋内、エアコンのない部屋、急に暑くなった日、熱波の襲来…こんなときは熱中症を発症しやすくなります。注意しましょう。

## 🏠 熱中症かな？と思ったら

衣服をゆるめる、涼しいところへ移動する、体を冷やす、水分をとるなどをして様子を見ましょう。

ただし、「意識がない」「水が飲めない」「歩けない」ときは救急車を呼びましょう！



状況に応じて適切な判断を

## 熱中症を予防するには？

熱中症は予防法を知っていれば防ぐことができます。この3つのことに気を付けることが大切です。



### こまめに水分補給をしましょう

のどが渴いていなくても水分を補給しましょう。水分だけでなく、塩分もとりましょう。

### 暑さを避けましょう

適切にエアコンを使いましょう。図書室など涼しい場所を利用するなど工夫するのもいいですね。

### 暑さを避けよう



### 暑さに負けない体力をつけましょう

普段から体力づくりを心がけましょう。また、バランスの良い食事と十分な睡眠をとり体調を整えましょう。

## その他の注意点

### 小児（15歳未満の子ども）

- ・子どもは大人よりも身長が小さいため、地面からの距離が近く輻射熱（※）に注意が必要です。
- ・体の発達も未熟なため、体から熱を上手に出すことができず、熱中症のリスクは高くなります。

※輻射熱…この場合、地面から伝わる熱のこと。

### 地面の照り返しに注意



### 高齢者

- ・暑さ、のどの渇きを感じにくく、汗もかきにくくなっているため、気付かぬうちに熱中症になっている危険性があります。
- ・周囲の高齢者への気配りを忘れずに！

### 周囲の人にも気配りを



### 家の中で

- ・熱中症は屋外だけでなく、家の中でも発症します。
- ・寝ている間にも発症することがあります。

### 寝る前にも水分補給を！



## 数字からみる熱中症

平成28年中、稲敷広域消防本部管内での熱中症患者の搬送は108件（軽症70件、中等症31件、重症1件）ありました。発生した場所は、屋外が53件、屋内が52件とほぼ同数です。搬送者の年代別件数については次のとおりで、どの年代でも注意が必要だということが分かります。

《熱中症患者搬送状況・年代別》

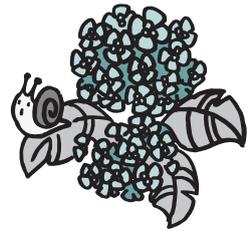
(件)

～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
3	15	7	7	9	5	17	13	26	6	108

### 【問合せ】

稲敷広域消防本部救急課 ☎0297-64-3846、ホームページ (<http://www.inashiki-kouiki.jp>)

# むらの 話 題



地域の話題をお待ちしています  
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

## 区長・副区長会議と

## 区長会総会を開催

4月16日、中央公民館において、平成29年度の区長・副区長会議が開催され、各地区の区長さん・副区長さんに村長から委嘱状が交付されました。また、会議に引き続き区長会総会が開催され、平成29年度の役員さんが選ばれました。

地区の代表である区長さんは、地域と行政が一体となった活力ある住みよい村づくりに向けて、住民と行政をつなぐパイプ役としてご活躍ください。54名の区長さん、58名の副区長さん、一年間よろしくお願いたします。

### 《平成29年度区長会役員》

- 会 長 殿岡勝夫 (下舟子)
  - 副会長 羽成和雄 (浜)
  - ” 坪井裕之 (茂呂)
  - ” 長澤 勲 (大山東部)
- 〈敬称略〉



## 人権擁護委員に鈴木登氏



4月1日付で、前任である坂本実さんの退任を受けて、新たに鈴木登さんが人権擁護委員に就任されました。

人権擁護委員は法務大臣に委嘱された民間ボランティアで、特設人権相談所等で家庭内の問題・いじめ・近隣関係等の人権に関わる相談を受けたり、人権啓発活動等を行っています。坂本さん、これまでご尽力ありがとうございました。鈴木さん、これからどうぞよろしくお願いいたします。

## 自衛官募集相談員に 松葉義雄氏再任



5月11日、自衛官募集相談員の委嘱状交付式が役場庁舎で行われ、自衛隊茨城地方協力本部長および村より、松葉義雄さんに委嘱状が交付されました。

自衛官募集相談員は、自衛隊入隊希望者に対する説明・援助や人員の推薦等、自衛官募集に関するさまざまな活動を行っています。松葉さんは平成23年4月から相談員としてご活躍されており、引き続き再任いただきました。2年間よろしくお願いいたします。

## 美浦ブレーブス 好成績!



美浦ブレーブスは、4月15日と16日に開催された「第24回チヨリップ杯争奪稲敷市少年野球大会(参加17チーム)」で第3位という成績をおさめました。また、高田宮賜杯全日本学童軟式野球大会においては、予選会を勝ち抜き、6月に行われる茨城県大会に出場します。大会での活躍に期待したいですね。

### 《団員の募集》

美浦ブレーブスでは随時、新入団員を募集しています。  
※小学1年〜5年生まで。

▼代表・小泉 ☎ 029-188514250





## おめでとう 美浦所属馬 GI, J・GI 制覇!

### 「第19回中山グランドジャンプ」 オジュウチョウサン号

4月15日、中山競馬場(4250m芝・障害コース)で行われた第19回中山グランドジャンプにおいて、美浦トレーニング・センター和田正一郎厩舎所属のオジュウチョウサン号が2連覇を達成しました。

スタート後、レース序盤は4番手と好位につけ、障害を華麗に飛越しつつ徐々に差を詰め3番手、2番手と順位を上げ、最終コーナー手前で先頭に。一気にスパートをかけると後続との差を広げそのままゴール。見事に優勝しました。

担当の長沼厩務員は、「とにかく頭が良い馬で、パワーやスピードどれをとっても規格外。石神騎手との相性も抜群です。昨年12月の中山大障害で優勝した時の仕上がりが良すぎたのもあり、今回はそれと比べて走って見ないと分からない部分がありましたが、勝利を収めることができたのはスタッフや関係者のみんなのおかげです。次の12月にはまた皆さんに感動を与えたいです。」と力強く語ってくれました。

レース後、骨折を発症したことが判明したオジュウチョウサン号ですが、症状は軽いもので手術は無事成功しました。今後の更なる飛躍が楽しみです。



和田 正一郎 調教師



石神 深一 騎手



長沼 昭利 厩務員



### 「第22回NHKマイルカップ」

### アエロリット号



5月7日、東京競馬場(1600m芝コース)で行われた第22回NHKマイルカップにおいて、美浦トレーニング・センター菊沢隆徳厩舎所属のアエロリット号が優勝しました。

抜群のスタートを決め、どの馬よりも真っ先に飛び出した後、ほかの馬をいったんは前に行かせましたが、徐々に順位を上げていき4コーナーを回り切るところでは先頭集団に。そして直線に入るとスパート。先頭をとらえると他の馬を振り切ってそのまま先頭でゴール。見事に優勝しました。

担当の伊藤厩務員は、「普段はおとなしい馬です。たまに気持ちが高ぶってしまうときもありますが、とにかく賢い馬です。レース前も普段と変わらず落ち着いていました。アエロリット号がゲートに入った後はレースをモニターで見えていましたが、最後伸びてくれたので勝てると思いました。先頭でゴールした瞬間はとにかくうれしくて感激しました。」と語ってくれました。

実力伯仲のレースを制して強さを証明したアエロリット号のこれからの活躍が楽しみです。



菊沢 隆徳 調教師



横山 典弘 騎手



伊藤 孝一 厩務員

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

みなさん知っていますか？

## 消費者契約法

民法・商法の特例

となる規定について

消費者が事業者と契約するとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成13年4月1日に消費者契約法が施行されました。その後、高齢化の進展をはじめとした社会経済情勢の変化に対応した改正が平成28年に行われました。

### ▼契約の取り消し

加入時における不当な行為により、消費者に誤認・困惑があり、それによって契約し

たときは、当該消費者は契約を取り消すことができます。

例えば「この機械を付ければ電気代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売された等

### ▼無効な契約条項

消費者の利益を不当に害するような契約条項は無効となります。

例えば「販売した商品についてはいかなる理由があっても契約後のキャンセル・返金はできません」とする条項等は

### ☆平成28年改正法は平成29年6月3日から施行されます

### ◀消費者庁のホームページ

(<http://www.caa.go.jp/>)

この契約、何かおかしい…と思ったら早めに消費者センターに連絡を取りましょう。(消費者庁リーフレットより抜粋)

### 占いサイト

### 引き延ばされて

### 利用料金が高額に

スマートフォンに「無料で占うので安心してください」というメールが来て、軽い気持ちで占い

サイトに登録した。無料だったのは最初だけで、途中からポイントを購入しなければならなくなつた。占い師の女性から、

「あなたには私と同じ守護霊がついているから絶対幸せにしてあげたい」と言われ、偶然持病が改善したこともあり、のめり込んでしまった。やめると伝えても「あと少し、終盤が見えています」などと引き延ばされた。借金をして250万円くらい使った。  
(当事者：60歳代女性)

### 【ひとこと助言】

「占いサイト」に夢中になり、高額な料金を支払ったという相談が寄せられています。ポイントの購入により相手とメール等ができるシステムの「占いサイト」では、相手の誘導でやり取りを重ねているうちに、気づいたときには、多額の費用をつぎ込んでいたということもあります。「幸せになれる」等と言われても、相手の言葉をうのみにせず、冷静になりましょう。家族や身近な人に相談することも大切です。

### ヘアドライヤーの取扱に注意しましょう

ヘアドライヤーを使用中に吸い込み口から40〜50本髪の毛が吸い込まれ、巻き込まれた髪の毛を外すことが出来なかった。  
(当事者：60歳代女性)

### 【ひとこと助言】

ヘアドライヤーは身近な製品ですが、髪の毛が吸い込まれ、外れなくなったり、コードから発煙、発火したりする事故が報告されています。標準型のヘアドライヤーには吸い込み口付近にファンが内蔵されています。ドライヤーを使用する際は、髪の毛を吸い込み口に近づけないようにしましょう。また、ヘアドライヤー本体にコードを巻きつけて保管すると、コードが曲がったり、ねじれたりして損傷し、発煙、発火等が起き、やけどをする可能性があります。本体にコードを巻きつけないようにしましょう。

基本的な使い方が分かっても、購入時には取扱説明書をよく読み、注意事項等を

正しく理解しましょう。  
(以上2件国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

### 司法書士による無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。7月5日(水)までにご予約ください。

◇日時 7月7日(金)午前9時30分〜11時30分

◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

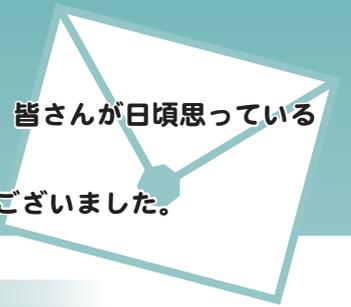
### 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)  
月・水・木・金 午前9時〜正午、午後1時〜4時  
(終了30分前まで受付) ☎885-7141(直通)  
※相談員不在の場合あり。電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1888 ※局番なし
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売・悪質業者等の相談)  
午前8時30分〜午後5時15分 ☎029-301-7379

# みなさまの声をお聞かせください ～村長へのたより～

村では、地域と行政が一体となって「住みよい街づくり」を進めるため、皆さんが日頃思っている村政へのご意見やご要望を随時受け付けています。

\*平成28年度は39件の意見・要望が届きました。貴重なご意見ありがとうございました。



## 村長へのたよりの送り方



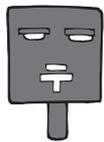
### 専用の投函箱に

専用の投函箱「あなたの声を村政に～村長へのたより」が村の公共施設6カ所に設置されています。用紙に必要な事項を記入後、投函してください。

#### 《設置場所》

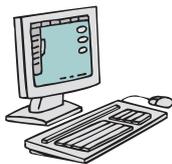
役場、中央公民館、保健センター、光と風の丘公園クラブハウス、文化財センター、老人福祉センター

※手紙を回収するまでにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。



### 専用の用紙を郵送で

上記の専用の投函箱脇に、村長へのたより専用の用紙が備え付けてあります。用紙に必要な事項を記入後、のり付けして郵便ポストに投函してください。



### 公式ホームページからメールで

村公式ホームページのトップページ下部に「問い合わせ」がありますので、総務課宛てに送付してください。

※意見・要望以外の業務に関する問い合わせは、それぞれの担当課宛てに送付してください。

■問い合わせ 役場総務課広報・広聴係 ☎ 029-885-0340 (内線205)

## みほ文芸

正調俚謡 日和吟社題「連・休」二字以上詠み込み有季無季随意

那須の連山痛まし事故は配慮足りない指導陣 上野八千代

妻に内緒の休みがばれてじっと見られた目が怖い 篠原美千代

休む暇ない忙し母も夜は優しく読み聞かせ 小池きよし

羽根があつたら我が子を連れに飛んで行きたい北鮮の国 小蘭江久美

田植え体験連なるお尻苗が波打つ初夏景色 関根秀子

常陸連山水田に映し走る小径に花吹雪 増尾清蓮

親の選んだ連れ合いだけど愛を育み共白髪 田島草実

朝の連ドラひよっこ見れば訛る言葉に癒される 木村幸子

苦楽分け合い連れ添う道は遠い乍らも夢がある 飯塚筑風

天のあなたに知らせるように鯉を連ねた五月空 山崎笑子

連れて来られたか細い子猫今じゃドデンと家の主 山口杏路

真鯉緋鯉が連なり泳ぐ風の海原雲の波 石戸葎華

子等の帰った連休後は腰や肩まで湿布臭 塚本夏雲

桜満開連なる並木帰還困難街に咲く 長谷川悦子

すでに定年毎日暇でいつも連休持て余す 伊藤葉子

子から孫へと連げる田植え暮れて早苗に鳴くカエル 沼寄朋香

続く地平に果てない戦禍休止願って身を砕く 門脇悠美

五月連休渋滞道路早く仕事に戻りたい 武田かずお

五月の俳句(題 当季雑詠) (五十音順)

吹かれては沸き立つ白き雪柳 青野あさ子

観音のおんに飛花の涙かな 石毛恵美子

若芽萌え音がするかと耳澄ます 海道民子

赤黄白城山にぎわすチューリップ 木澤はしめ

稀勢の里綱の眩しき五月場所 高柳幸子

逃げた猫おるおる探す聖五月 田島早苗

野良帰り草笛競ふ父と母 中島輝子

花愛でつ夫婦でめぐる道の駅 長田敏枝

きり晴れて沖の釣舟増えており 松葉よしの

かけられてうれし一言初夏の朝 松本秀子

つばくらめ並走のごと上り線 宮崎きみ枝

竜神橋吹き上げらるる鯉職 矢原はつひ

# 国民健康保険

お問合せ  
国保年金課国保係  
☎029-885-0340  
(内)117

## 特定健診、特定保健指導を受けよう

日本人の食生活や身体活動等の生活習慣の変化により、糖尿病等の生活習慣病になる方が増え、生活習慣病は日本人の死因の約6割を占めるま

でなっています。この生活習慣病の発症に深く関係しているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発生リスクが高い方を早期に見出し、生活習慣の改善を図ることで病気の発症と重度化を防止するのが、特定健康診査（特定健診）と特定保健指導です。

特定健診の対象者は、国民健康保険に加入している40歳から74歳の方です。今年度の日程につきましては「平成29年度健康スケジュール」や「広

報みほ4月号」をご確認ください。

ご自身の健康管理のためにも特定健診を受診しましょう。

### 特定健診・特定保健指導の流れ

#### 《特定健診の受診》

基本的な項目と、詳細な項目を受診します。

\* 基本的な項目：問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

\* 詳細な項目：心電図、眼底検査、貧血検査

#### 《健診結果の送付》

特定健診の結果から、情報提供・動機づけ支援・積極的支援にレベル分けされ、それぞれのように健診結果が送付されます。

◇ 情報提供 健診結果を個別に送付します。

◇ 動機づけ支援 健診結果と共に「動機づけ支援に該当になりました」という通知を個別に送付します。また、特定保健指導のご案内もします。

◇ 積極的支援 健診結果をお渡しする前に「積極的支援

に該当になりました」という通知を個別に送付します。健診結果は、健康相談の際にお渡しします。

### 《特定保健指導の実施》

メタボリックシンドロームのリスクの高い方に対して、各レベルに応じた特定保健指導が実施されます。

#### ◎ 動機づけ支援

生活習慣の改善を促す個別支援

生活習慣改善に自主的な取り組みができるよう、保健師、管理栄養士などの指導のもとに行動計画を作り、個別支援と血液検査を実施します。また、6カ月後に改善状況を確認します。

#### ◎ 積極的支援

3カ月以上複数回に渡る継続的な個別支援

保健師、管理栄養士などの指導のもとに行動計画を作り、生活習慣の改善に取り組めるよう、3カ月以上の継続的な個別支援と血液検査を実施します。また、6カ月後に改善状況を確認します。

# 国民年金

お問合せ  
土浦年金事務所  
☎029-825-1170  
自動音声「2」

## 保険料、納めるのが困難なときは…

経済的な理由等で国民年金保険料（平成29年度の保険料は月額1万6490円）を納めることが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

※任意加入者の方は、制度を利用することができません。  
※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

### 全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象とな

る制度で、所得に応じ保険料の全額または一部（3段階に分かれます）が免除されます。承認された期間は、全額を納付した時と比べ、年金受給額が次の額に減額されます。

- ◇ 全額免除制度 2分の1
  - ◇ 一部納付（一部免除）制度
    - ・ 4分の1納付（一部保険料4120円） 8分の5
    - ・ 2分の1納付（一部保険料8250円） 8分の6
    - ・ 4分の3納付（一部保険料1万2370円） 8分の7
- ※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

### 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。

承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

申請方法や所得制限の基準等、詳細についてはお問い合わせください。

# 介護保険

お問合せ  
福祉介護課介護保険係  
☎ 029-885-0340  
(内) 113・132・135

## 介護保険負担限度額認定証 の申請手続きについて

～対象者は早めに認定を受けましょう～

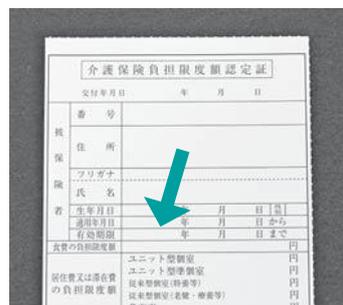
介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）や、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用した際の食費・居住費は、利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて3段階の自己負担限度額が設けられています。

認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには申請が必要です。

### 【昨年度認定を受けた方も、再度申請が必要です】

現在認定を受けている方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しており、その有効期間は1年（平成29年7月31日まで）となっています。引き続き制度を利用するには新たに申請が必要となりますので、お忘れなく早めのお手続きをお願いします。

※現在の認定者には6月下旬に申請書を送付する予定です。



### 負担減額の対象者（利用者負担段階別）

**第1段階**…世帯員全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている方または生活保護を受けている方

**第2段階**…世帯員全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額と**非課税年金収入額**の合計が80万円以下の方

**第3段階**…世帯員全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方

### 以下の条件に該当する方は給付の対象となりませんのでご注意ください

- 世帯全員が住民税非課税でも、世帯分離している配偶者が住民税課税である場合
- 世帯全員が住民税非課税（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える方

### 《特例減額措置》

上記の項目のいずれかに該当する方は給付対象となりませんが、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生活が困難になる等、一定の要件を満たすことにより申請を認められた方は、第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。

※詳しくは役場福祉介護課にお問い合わせください。

### 自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	食費	居 住 費				
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 （特 養）	従来型個室 （老健・療養）	多床室
第1段階	300円	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	390円	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階または 特例減額措置	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円



平成29年度  
定期予防接種のご案内

定期予防接種とは、予防接種法に基づく予防接種のことです。対象年齢となるお子さんは、早めに接種を受けましょう。

麻しん風しん混合(MR)  
予防接種

麻しん風しんは感染力がとて強く、春先から初夏にかけてもつとも流行します。

【対象者】

- ・第1期 1歳児
- ・1歳になったら早めに接種を受けましょう。
- ・第2期 平成23年4月2日〜平成24年4月1日生まれ

\*該当者には、4月初旬に予防票を郵送しています。

2種混合(ジフテリア・破傷風) 予防接種

2種混合予防接種は、乳幼児期に接種した3種混合の追加接種として実施します。

【対象者】

- ・11歳〜13歳未満
- ・小学6年生のお子さんに、4月初旬に予防票を郵送しています。

日本脳炎予防接種

日本脳炎は、人から人へ直接感染するのではなく、感染した豚の体内で増えたウイルスを蚊が媒介して感染します。蚊に刺されないための対策も必要ですが、予防接種を受けておくことも感染予防になります。

【対象者】

- ・第1期 3歳〜7歳6カ月未満の方(3回接種)
- ・第2期 9歳〜13歳未満の方(1回接種)
- ・第2期該当者には、9歳の誕生月の翌月初旬に予防票を郵送しています。

【特例対象者】

平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方で、日本脳炎の接種全4回が済んでいないお子さんは、その

不足分を接種することができます。

\*今年度は平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの方に予防票を郵送しています。予防票の再交付を希望される方は、必ず母子健康手帳をご持参のうえ、保健センターまでお越しください。

6月は「食育月間」です  
毎月19日は食育の日です

からだの喜ぶ食生活を目指しましょう。

健康なからだを作るには、自分の健康状態を把握し、自分に合った食事を自分で選択する力を身に付けましょう。

合言葉は、お・い・し・い・な!

おはよう、朝ごはんを食べましょう

手軽な調理を献立に。納豆・缶詰・昨夜の残り等

いただきます、ごちそうさまを言いましょ

赤ちゃんの頃から声掛けをしましょう。

7月の乳幼児健診

《受付》午後1時〜1時45分

- ・4カ月児健診 7月31日(月) 対象：平成29年3月生
- ・3歳児健診 7月10日(月) 対象：平成26年4月〜5月生

\*対象の方には事前にお知らせと問診票等を送付します。



しっかりと野菜を食べましょう

毎食1皿以上はとるよう心がけましょう。

いばらきの食べものを味わいましょ

地元の食材にチャレンジしましょう。

なかよくみんなでお食事を楽しましょ

行事食を楽しみましょう。十五夜・冬至・おせち等

休日当番医

診療時間：午前9時〜午後4時 \*都合により当番医を変更することがあります。  
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎029-869-4820

6月	18日(日)	つじ耳鼻咽喉科クリニック 江戸崎眼科	阿見 稲敷	☎029-801-3387 ☎029-892-0262	7月	9日(日)	あみ小林クリニック 鈴木クリニック	阿見 稲敷	☎029-888-2200 ☎029-892-3640
	25日(日)	さかえ医院 いわき内科クリニック	阿見 稲敷	☎029-888-2662 ☎029-875-5100		16日(日)	なるしま内科医院 古橋医院	阿見 稲敷	☎029-869-4820 ☎0299-78-3770
7月	2日(日)	森脇整形外科 いなしきクリニック	阿見 稲敷	☎029-843-7888 ☎029-892-3372		17日(月)	おおさわ眼科 佐倉クリニック	阿見 稲敷	☎029-843-7272 ☎029-892-7011



# ～幸せの源は健康から～

## 美浦村食生活改善推進員協議会

### の活動

栄養不足の時代から飽食の時代になり、生活環境が著しく変化しました。それらの食事が健康面に及ぼす影響が著しいものとなっていることを踏まえ、昭和59年に『美浦村食生活改善推進員協議会』は発足しました。以来「自分たちの健康は、自分たちの手で」の認識のもと、食を通して村民の健康づくりを推進しています。

### 近年における村民の健康に関する課題は「生活習慣病」

糖尿病や脂質異常症、高血圧症など普段の生活習慣によって引き起こされる生活習慣病の予防として、次のことが挙げられます。

#### 1. 体重のコントロール

- ①肥満や痩せをさける  
【標準体重(kg) = 身長(m) × 身長(m) × 22】
- ②間食を控える
- ③バランスの良い食事（色々な食材を食べる）
- ④よく噛んで食べる
- ⑤夕食は就寝2～3時間前までにとる

#### 2. 規則正しい食生活

決まった時間に食事をとる

#### 3. 適度な運動を心がける

#### 4. 睡眠を十分にとる

#### 5. ストレスをためない

趣味を持つ、笑いのある生活



美浦村食生活改善推進員協議会では、特にバランスの良い食事として、主食、主菜、副菜、汁物の一汁三菜(二菜)の日本型食事を勧めています。その中でも特に、野菜は一日小鉢5皿以上取ることや、塩分を控えめにすることが生活習慣病予防の重要なポイントとなってきます。そこで、活動の重点目標を次のように掲げ、村民の健康づくりに取り組んでいます。

★一日350g以上の野菜摂取の推進

★一日の食塩摂取量の努力目標、成人男性8g未満、成人女性7g未満の推進

この重点目標を取り入れた活動として、主に次の活動を行っています。

#### 子供の食育教室

- ・村内各小学校、中学校で食育教室
- ・美浦幼稚園で親子食育教室
- ・幼児食育教室

#### 文化祭時「防災食普及活動」

#### 成人、高齢者食育教室

- ・高齢者食育教室（地区老人会）
- ・公民館講座、村消費者センター等での食育教室

#### 健康増進課事業への協力（試食提供）

- ・総合健診、婦人科検診、骨粗鬆症検診
- ・健康教室



その他にも、推進活動に向けての勉強会・研修会や、広報みほ「けんこうレシピ」掲載等を行っています。

#### 私たちと一緒に活動しませんか？

食生活改善推進員として活動するためには村主催の「養成講座」受講後、美浦村食生活改善推進員協議会に会員登録してから活動を行うようになります。詳細については事務局へお問い合わせください。

▶問合せ 美浦村食生活改善推進員協議会事務局(保健センター内) ☎029-885-1889

# 子育て支援の 各種手当

どの手当も、受給には申請が必要です。  
詳しくは、各担当課までお問い合わせ  
ください。

《お問合せ》  
美浦村役場 ☎029-885-0340  
子育て支援課(内)233  
福祉介護課(内)111

## 児童扶養手当

父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

### 《対象》

次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合や公的年金の受給額によって、受給要件が異なります。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める程度の障害にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・ 父または母が法令により引

き続き1年以上拘禁されている児童

・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達してから最初の3月31日までにいる方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方が対象となります。

### 《手当の額(月額)》

- ▼ 子どもが1人の場合 4万2,900円
- ▼ 2人目の場合の加算額 9,990円
- ▼ 3人目以降の加算額 59,900円(1人につき)

※平成29年4月分より増額。  
※所得による支給の制限(一部または全額)あり。

### ◎手当を受給中の方へ

次のような場合は、児童扶

養手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返還していただきます。

・ 婚姻の届出をしたとき  
・ 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がなくとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)になつたとき  
・ 受給者本人や児童が年金を受けられるようになったとき

・ 児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなどにより、受給者が監護または養育しなくなったとき  
・ その他支給要件に該当しなくなったとき

《申請》 役場子育て支援課

## 特別児童扶養手当

精神、知的または身体に障がいのある児童を監護する方に対し、手当が支給されます。

### 《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に

居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している

場合、児童福祉施設に入所している場合は受給できません。

### ▼特別児童扶養手当1級

・ 身体障害者手帳がおおむね1級・2級程度(内部的疾患は例外があります)  
・ 療育手帳の判定が①・A程度  
・ 知的障害

・ 精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級程度

### ▼特別児童扶養手当2級

・ 身体障害者手帳がおおむね3級程度(内部的疾患は例外があります)  
・ 療育手帳の判定がB程度の知的障害

・ 精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級程度

### 《手当の額(1人/月)》

- 等級・手当の額の順
- ▼ 1級 5万1,450円
  - ▼ 2級 3万4,270円
- ※所得による支給の制限(全額)あり。

《申請》 役場福祉介護課

## 在宅心身障害児福祉手当

村では、心身に障がいのある児童を監護する保護者に対し、在宅心身障害児福祉手当

を支給しています。

### 《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童が福祉施設に入所している場合や、県から障害児福祉手当を受給している場合は受給できません。

### ▼身体障害者

・ 身体障害者手帳1〜3級・下肢障がい4級の一部(※)

※両下肢の全ての指を欠くもの、1下肢を足関節以上で欠くもの、もしくは同等の著しい障がいがあると判断されるもの

### ▼知的障害者

・ 療育手帳が①・A・B

### ▼重複障害者

・ 身体障害者手帳・療育手帳  
・ 精神障害者保健福祉手帳

のうち2つ以上の手帳を重複して所持する児童は、それぞれの等級自体が該当しなくても支給対象となる場合があります。

### 《支給額》

月額3千円

※特別児童扶養手当と併給可。

※障害児福祉手当と併給不可。

### 《支給時期》

・ 9月(4月分〜9月分)  
・ 3月(10月分〜3月分)

### 《申請》

役場福祉介護課

# 美浦村子育て情報



問合せ 子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内) ☎029-885-6511 \* 午前9時30分～午後6時

## 歯磨き講習 ～毎日の歯磨きが楽しくなるように～



歯磨きを嫌がる時は？  
歯磨き粉は使ったほうがいいのか？  
虫歯にならないためには？

予約不要です。開始時間までにお越しください。

【日時】 6月17日(土) 午前10時30分～11時30分  
【場所】 子育て支援センター わくわくルーム  
【講師】 増尾歯科衛生士さん  
【対象】 未就学児とその保護者\* 託児なし  
【内容】 歯磨きに関するお話、親子で歯磨き練習、質疑応答  
【持ち物】 お子さんの歯ブラシ・タオル  
【問合せ】 子育て支援センター

**ご注意  
ください**

### 駐車場から子育て支援センターへの往来について

新しい子育て支援センターは、商業施設に隣接していて車の往来が多くなっています。道路を渡る際はお子様にもしっかり手をつなぐことを伝え、ベビーカーを利用するなど、安全には十分に気を付けてください。

## 子育てひろばのご案内

**びよ:びよびよサロン** ◇対象 2カ月～1歳3カ月、妊婦さん 火曜日午前10時～11時30分  
\*月に一度、保健師、助産師、栄養士による「育児相談(育)」を行っています。

**ぷち:びよびよぷち** ◇対象 2カ月～9カ月、妊婦さん 木曜日午後1時30分～1時50分

**よち:よちよちルーム**  
◇対象 1歳児(H27.4.2～H28.4.1生)  
水曜日午前10時～11時30分

**エン:エンジョイ子育て** ◇対象 未就学児  
金曜日午前10時～11時30分

**♥:お楽しみタイム** ◇対象 未就学児  
月曜日、第1・3土曜日:午前11時15分～、火・水・金曜日:午後2時45分～(5～15分程度)

**🏆:わいわいタイム** ◇対象 未就学児  
火～金曜日:午後3時30分～3時45分

**おも:おもちゃ図書館**  
◇対象 未就学児・障がいのある方  
\*子どもだけでは利用できません  
第2・4土曜日:午前10時～11時30分

## 7月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
						1 ♥
2	3 ♥	4 ♥ 🏆	5 ♥ 🏆	6 🏆	7 ♥ 🏆	8 おも
9	10 ♥	11 びよ ♥ 🏆	12 よち ♥ 🏆	13 ぷち 🏆	14 エン ♥ 🏆	15 ♥
16	17	18 びよ ♥ 🏆	19 よち ♥ 🏆	20 ぷち 🏆	21 エン ♥ 🏆	22 おも
23 30	24 31	25 ♥ 🏆	26 ♥ 🏆	27 ぷち 🏆	28 ♥ 🏆	29



子育て支援センターは、未就学児とその保護者が一緒に遊んで交流できる場です。子育て情報の提供、子育てに関する相談等を通じて子育て支援を行っています。お気軽にご利用ください。



# 収 納

お問合せ  
役場収納課  
☎ 029-885-0340  
(内) 130・131

## ～納税の公平性を保つために～ 財産の差押えを 実施しています

美浦村では、「滞納者」と「納期限までに納税していただいている大多数の皆さま」との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育等の貴重な財源となっておりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

### 滞納処分は法律に基づく強制処分です

税金は、定められた納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより督促状を送達したにも関わらず、未納分が完納されないことを「滞納」といいます。滞納した場合は、督促手数料・延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価(取立)し、その代金を滞納している村税等に配当する一連の処分である強制換価手続(滞納処分)を行うこととなります。

国や地方公共団体には、その財政基盤の確保のため、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じることなく自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

### 滞納処分の手続きの流れ

**督促発布** 地方税法第329条、第371条、第457条 他

納期限までに村税等が完納されない場合は、督促状を発しなくてはなりません。

**財産調査** 地方税法第298条、国税徴収法第141条、第142条 他

滞納処分のために必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し、質問・検査および搜索をすることができます。

**財産差押え** 地方税法第331条、第373条、第459条 他

督促状を発した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている村税等を完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

**換 価** 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより差押え財産を金銭に換えます。

**配 当** 国税徴収法第129条

差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。

延滞金の率…次の割合で加算されます

- ・納期限の翌日から1カ月間は、特例基準割合に年1%を加算した割合(平成28年は年2.7%)
- ・納期限の翌日から1カ月を経過した後は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合(平成29年は年9.0%)

### 平成28年度滞納処分実績

《不動産公売》 件数2件  
売却件数1件 換価金額603,400円  
《債権差押え》 件数245件  
差押金額39,390,193円  
取立金額23,158,998円  
※債権…預貯金、生命保険、給与賞与、  
売掛金、年金、所得税還付金等  
《不動産差押え》 件数10件  
《不動産参加差押え》 件数2件  
《競売事件等に対する交付要求》  
件数61件

### 納税相談はお早めに

病気やケガ、失業、経営不振等の事情により税金の納付が困難な場合は、それを放置せずに役場収納課に早めにご相談ください。納税相談は事前にご連絡いただければ、よりスムーズに相談が進みます。

また、納期限が過ぎてしまった納付書では税金等を納めることができません。新たな納付書を収納課窓口または郵送で再交付しますので、早めに役場収納課にご連絡ください。納付書の紛失等による再交付、その他納税に関する疑問・質問等については役場収納課へお問い合わせください。

※課税の内容については、納税通知書に記載されている課税担当課にお問い合わせください。

# お知らせ

※局番は029

美浦村役場	☎885-0340
みほふれ愛プラザ	☎885-6511
子育て支援センター	同上プラザ内
中央公民館	☎885-4451
中央公民館図書室	☎885-8442
文化財センター	☎886-0291
光と風の丘公園	☎885-6711
保健センター	☎885-1889
美浦水処理センター	☎885-0720
大谷時計台児童館	☎885-0597
木原城山児童館	☎885-1064
大谷保育所	☎885-1549
木原保育所	☎885-4488
社会福祉協議会	☎885-0038
デイサービスセンター	☎885-8885
老人福祉センター	☎885-7080
シルバー人材センター	☎886-0007
消費生活センター	☎885-7141
美浦村商工会	☎885-2250

美浦村ホームページアドレス：

<http://www.vill.miho.lg.jp/>

Eメール：info@vill.miho.lg.jp

## 農機の盗難にご注意ください

茨城県内において、農機の盗難が多発しています。大切な農機の盗難を防ぐため、次のことにご注意ください。

- ▼田畑に農機を放置しない
- ▼鍵は必ず抜く
- ▼保管した倉庫には必ず鍵をかけておく
- ▼市販のハンドルロックやワイヤロックを使用する
- ▼倉庫の中にあっても安心せず、盗難防止用チェーンでしっかり施錠をしましょう。
- ▼保証書を保管し、形式や車体番号を控える
- ▼万が一に備え、JAの自動

## 地域身体障害者スポーツ大会参加者募集

車共済（車両）またはNO SAIの農機具共済に加入しておく  
 ＊各共済の詳細はお近くのJAまでお問合せください。  
 ◇問合せ 役場経済課

地域身体障害者スポーツ大会は、身体障がい者の自立と社会促進のため、近隣8市町村共催で行われるスポーツ大会です。フライングディスクや輪投げ競技等7種目で競い合い、交流を図ります。次のとおり募集しますので、ふるってご参加ください。なお、付添の方、応援の方のご参加

も大歓迎です。

◇日時 8月19日（土）午前9時30分～午後3時

◇会場 龍ヶ崎市総合体育館

「たつのこアリーナ」

＊役場より送迎バスが出ます。

◇参加資格 美浦村在住の身体障害者手帳を所持する15歳以上の方

◇参加費 無料

◇申込方法 申込用紙を役場福祉介護課に用意してありますので、6月末日までに申し込みください。

◇主催 美浦村

◇共催 龍ヶ崎市、阿見町、かすみがうら市、稲敷市、取手市、つくばみらい市、牛久市

◇問合せ 役場福祉介護課

## 子どもの人権110番強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「いじめ」や児童虐待等、子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番強化週間」を実施し、悩みを持ったお子様や保護者の方からの相談に応じます（秘密厳守）。

◇日時 6月26日（月）～7月2日（日）午前8時30分～午後7時まで（土日は午前10時～午後5時まで）

◇相談電話番号 ☎0120-10071110（全国共通フリーダイヤル）

◇相談員 法務局職員・人権擁護委員

◇実施機関 水戸地方法務局

・茨城県人権擁護委員連合会

## 蚊媒感染症を発生させないために

蚊媒感染症とは、デング熱、ジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、日本脳炎、マラリア等、蚊が媒介する感染症の総称です。蚊媒

介感染症を予防するためには、蚊を発生させない対策・蚊に刺されない対策が重要です。

《蚊を発生させないために》

- ・蚊は身の回りの小さな水たまりに産卵し、成虫になると木陰や草むらに潜んで吸血します。蚊の発生数を減らすため、次の点に注意しましょう。
- ・住まいの周辺に、水たまり（古タイヤ、植木鉢の受皿、雨ざらしのバケツ・じょうろ等）を作らないよう注意しましょう。
- ・定期的に庭の草刈りを行いましょう。

《蚊に刺されないために》

- ・蚊が多い場所や海外の流行地へ出かける際は、長袖・長ズボンを着用し、できるだけ肌を露出しないようしましょう。
- ・室内でも蚊取り線香や蚊帳等を使用しましょう。
- ・虫除けスプレーを子どもに使用する場合は、保護者の指導のもと説明書に記載されている使用回数を厳守してください。

◇問合せ 茨城県保健福祉部

保健予防課健康危機管理対策室 ☎029-1301-3219

## 教科書展示会

文部科学省では、広く教科書についての関心や認識を深めていただくために、教科書展示会を開催しています。茨城県では、県内11の教科書センターおよび県立図書館において、小・中学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校の教科書を展示しています。美浦村の所属する第8採択地区では、次の会場が教科書センターとなっておりますので、興味のある方は、ぜひ足を運んでみてください。

◇日時 6月16日(金)～6月29日(木) 午前9時～午後5時

◇会場 第8教科書センター  
(稲敷市立江戸崎中学校内、稲敷市江戸崎甲2595)

◇問合せ 役場学校教育課

**あなたの土地が  
狙われています！**

悪質な業者から、金銭や甘い言葉(うまい話)で土地利用を求められ、安易に同意してしまつた結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されり、質

の良くない残土等を埋め立てられる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があつても安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地についての間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まつた人目につきにくい土地など狙われています。定期的な見回り、侵入防止柵や不法投棄禁止等の警告掲示板の設置が有効です。

不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄110番(☎0120-1536-1380)へご連絡ください。

\*受付時間は平日の8時30分～午後5時15分。受付時間外は最寄りの警察署までご連絡ください。

◇問合せ 役場生活環境課、県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

## 美浦村 メガソーラー

(単位: kWh)  
4月の発電量  
286,865  
累計(今年度)  
286,865

## 美浦村民グラウンド ゴルフ大会

◇開催日 6月23日(金)

◇会場 霞ヶ浦研修所(美浦村木原3027)

◇参加資格 村内在住在勤の方

◇募集人数 40名

◇申込方法 6月16日(金)までに光と風の丘公園にて申込書を記入のうえ提出してください

◇問合せ 美浦村体育協会グラウンドゴルフ部部长・飯野芳恵 ☎029-885-0003

## 稲敷広域消防本部 消防吏員募集

◇職種 消防吏員(地方公務員)

◇採用予定人数 男女20名程度

◇採用日 平成30年4月1日

◇試験日 7月23日(日)

◇試験会場 流通経済大学龍ヶ崎キャンパス(予定)

◇受付期間 6月1日(木)～6月20日(火)

◇受付場所・問合せ 稲敷広域消防本部総務課(龍ヶ崎市3571番地の1) ☎0297-6413743

## 無料年金相談会

これから受け取る年金について心配なことはございませんか。美浦村内の郵便局では、美浦村の皆さまのご心配を解消するために、無料の年金相談会を開催します。

社会保険労務士や郵便局社員が「働きながら年金をもらえるの」請求に必要な書類や書き方は「等の年金制度・手続きに関するご相談にお答えします。ぜひご参加ください。

◇日時 6月18日(日)午前10時～午後4時20分(一組40分程度)

◇会場 牛久市リフレプラザ(牛久市ひたち野東1丁目33番地6)

\*車で来場した場合は駐車券あり。

◇定員 40名(定員で締め切り)

◇申込方法 予約制。電話で村内郵便局へ申し込んでください。

◇問合せ 美浦郵便局 ☎029-885-0001、美浦木原郵便局 ☎029-885-1551、安中郵便局 ☎029-886-10525

## 大好きいばらき就職 面接会(前期)

大学院・大学・短大・専修学校等(高校は除く)の平成30年3月卒業予定者および既卒未就職者を対象に、県内企業を集めた就職面接会を開催します。事前申し込み不要・参加費無料です。履歴書を複数枚お持ちください。

\*参加企業等についてはホームページをご確認ください。

【土浦会場】 6月26日(月) ホテルマロウド筑波(土浦市城北町2-24)  
参加企業数134社(午前・午後各67社)

【水戸会場】 7月3日(月) ホテルレイクビュー水戸(水戸市宮町1-6-1)  
参加企業数200社(午前・午後各100社)

◇開催時間  
・午前の部 午前10時～正午  
・午後の部 午後1時30分～3時30分

◇問合せ 県労働政策課 ☎029-301-3645、ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/r osei/rodo/h29daisuki.html>)

## 平成29年度 税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。

### ◇受験資格

- ・平成29年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成30年3月までに高校または中等教育学校卒業見込みの者
- ・人事院が前項に掲げる者に準ずると認める者
- \*試験は高等学校卒業程度。

### ◇申込方法等

原則としてインターネット  
(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)による申込みとします。

### ◇受付期間

6月19日(月)午前9時～28日(水)受信有効

### ◎インターネットによる申込みができない場合

第1次試験地を所轄する国税局(国税事務所)にお問合せください。

### ◇試験日

・第1次試験 9月3日(日)

・第2次試験 10月11日(水)～20日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

### ◇問合せ

### ▼インターネット申込み関連

人事院人材局試験課(午前9時30分から午後5時受付)  
☎03-3581-5311  
内線2333  
\*土・日・および祝日等の休日は除きます。

### ▼前項以外 関東信越国税局

人事第二課試験係(午前8時30分から午後5時受付)  
☎048-600-3111  
内線2097  
\*土・日・および祝日等の休日は除きます。

## 優良運転者表彰の 申請受付

### ◇受付期間

5月22日(月)～6月30日(金)午前8時30分～午後5時15分

### ◇申請資格

・普通運転免許証を所持し、稲敷地区交通安全協会に5年以上入会している方

\*原付免許のみの方は電話で事務局へ確認してください。  
過去5年以上無事故無違反

の運転者

・職業、自家用問わず常時運転している方

◇申請方法 稲敷警察署内の協会事務局へ、必ず本人が申請に来てください。その際、運転免許証と印鑑をお持ちください。

### ◇申請・問合せ

稲敷地区交通安全協会事務局(稲敷警察署内) ☎029-1892-12501

## 平成29年度労働保険 年度更新のお知らせ

労働保険の年度更新の申告・納付期間は6月1日(木)から7月10日(月)までです。申告の際は、年度更新申告書受理相談会、コールセンターをご利用ください。

労働保険料の納付は、口座振替申請を行えば翌年度以降も継続して口座振替で納付ができ、納期限も延長されます。  
\*4月1日より労災保険率が改正されました。

### ◇問合せ

茨城労働局労働保険徴収室 ☎029-1224-6213、ホームページ  
(<http://ibaraki-roudoukyoku.jstie.mhlw.go.jp/>)

## 平成29年度精神ク リニック

土浦保健所では、精神障害者の早期発見・早期治療促進、精神障害者の社会適応の援助等のため、次のとおりで精神クリニックを開催します。

\*要予約・各2名まで。

### 《一般精神》

- ・塚原達也医師
- ・第3金曜日午後2時～4時
- 《老人・一般精神》
- ・桜井礼二医師
- ・第1火曜日午後2時30分～

## お詫びと訂正

広報みほ平成29年5月号16ページの「職員人事」4月1日付村の人事異動による部課長等の新配属に記載もれがありました。お詫びして、次のとおり訂正(追記)いたします。  
▼収納課長 濱田勘木(住民課長補佐)

4時30分

### ◇会場

土浦保健所  
◇申込・問合せ 土浦保健所  
保健指導課 ☎029-182-115516

## 児童館宿泊体験遠足 ～参加者募集～



- 【実施日】 8月9日(水)～8月10日(木)
- 【行き先】 茨城県立白浜少年自然の家(行方市)、国営ひたち海浜公園
- 【募集対象】 村内の小学4年生～6年生
- 【募集定員】 30名\*定員を超えた場合は抽選
- 【参加費】 6,000円(宿泊・食事代込み)
- 【申込受付期間】 7月10日(月)～12日(水)
- 【申込方法】 申込書に必須事項を記入のうえ、申込受付期間内にお申込みください。
- 【申込書の取得・提出先】 申込書は、大谷時計台児童館・木原城山児童館どちらでも、取得・提出できます。
- 問合せ 木原城山児童館 ☎029-885-1064  
大谷時計台児童館 ☎029-885-0597

## 新農業人フェアin いばらき

茨城県内で農業を始めたい、農業法人等に就職したい方のためのセミナー・相談会です。求人のある農業法人等が20数社、地域の就農支援協議会、農業の専門学校、JA、ハローワーク等が出展してさまざま。まな就農の相談に対応します。  
\*予約不要、入場相談料無料、服装自由

◇日時 7月16日(日)

セミナー 正午～午後1時  
相談会 午後1時～4時

◇会場 イーアスつくば2階  
イーアスホール

◇問合せ 公益社団法人茨城県農林振興公社 ☎029-239-7131

### 食品取扱者の保菌 検査(検便)

◇受付日時 7月12日(水)午後1時30分～3時

◇場所 美浦村商工会

◇対象者 食品の製造・調理  
・販売または取扱いに従事する者(パート・アルバイトを含む)

◇持参するもの 検体(便)、腸内病原細菌検査申込書、食品衛生責任者管理記録簿、検査料金(二検体800円)

◇検体容器等の配布 食品衛生協会会員には食品衛生指導員を通じて配布予定。商工会および茨城県総合健診協会県南センターにも用意してあります。

\*大型施設、会員以外の方は事前に土浦保健所に取りに来てください。

◇問合せ 土浦保健所衛生課 ☎029-822-15364  
土浦食品衛生協会 ☎029-822-4127

### HIV検査普及週間

あなたとあなたの大切な人を守るため、HIV検査を受けてみませんか。  
土浦保健所では、感染不安のある方に無料・匿名で検査・相談を行っております。また希望があれば、クラミジア、梅毒、B型・C型肝炎の検査も受けられます。検査方法の詳細はお問合せください。

◇検査日時 事前予約制。  
毎週木曜・午前9時～10時、第3木曜・午後5時～7時

◇結果 本人へ口頭でお伝えします。翌週以降の木曜午前10時～11時

◇予約・問合せ 土浦保健所保健指導課 ☎029-821-5516(直通)

### 東京医大茨城医療センター「肝臓病教室」

◇日時 7月1日(土)午後1時30分～

◇内容

「肝細胞がんになったらどうするか」講師 池上正先生(消化器内科教授)  
「肝疾患にも関係あるキカイの話」講師 梅園直樹先生(MEセンター臨床工学技士)  
\*Q&Aコーナーあり

◇入場料 無料

◇事前予約 不要

◇問合せ 東京医科大学茨城医療センター総務課(宮本) ☎029-887-1161

### 弁護士による 臨時無料電話相談

《女性の権利110番》

女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクハラ)や

離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関すること等、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。

◇日時 6月29日(木)午後1時～午後4時

◇相談方法 電話相談

\*相談料無料ですが、通話料金はかかります。

◇相談電話番号 029-231-2571

◇主催 茨城県弁護士会、日本弁護士連合会

◇問合せ 茨城県弁護士会 ☎029-221-3501

### 法定相続情報証明制度が始まりました

平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において「法定相続情報証明制度」が始まりました。この制度は、管轄登記所に戸除籍謄本と法定相続情報一覧図を提出し(申出て)、登記官から一覧図の写しを証明書として受け取り、

その証明書を相続登記をはじめとした各種相続手続き先に提出することで、戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなるというものです。

この制度は、申出(または代理)できる方、管轄登記所、添付書類が定められていますので、詳細についてはお問合せください。なお、申出の相談を希望される場合は事前予約が必要です。

\*この証明書は相続登記手続きで利用できますが、その他の機関での利用にあたっては、提出先にご確認ください。

◇問合せ 水戸地方法務局土浦支局 ☎029-821-0783、法務局ホームページ(<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>)

### 村の交通事故発生状況 (4月1日～30日)

	年累計
発生件数	2 ( 9 )
負傷者数	4 ( 14 )
死者数	0 ( 0 )

4月30日現在死者ゼロ継続1,155日

## 平日住民課窓口に来られない方へ

村では、住民課窓口業務の「時間延長サービス」および「電話予約による証明書等の休日交付」を実施しています。通常の業務内容とは異なり、事前にご確認ください。

◆住民課窓口時間延長実施日  
原則毎月第2・第4水曜日。  
\*祝日等の理由により実施日を変更する場合があります。

◆6月・7月の実施日時  
6月14日・28日、7月12日・26日、午後5時15分～7時

◇取扱業務 各種証明書(住民票・戸籍の証明書・印鑑

登録証明書)の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり(審査・受理決定は後日)

\*転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付(電話予約)

住民票の写しと印鑑登録証明書は、事前に平日の午前8時30分～午後5時までに電話予約いただければ、土・日・祝日等の役場閉庁日に受け取ることができません。

\*予約の電話は、証明書を受け取りに来庁される方が本人が、直接役場住民課までお掛けください。

◇問合せ 役場住民課

## 調理師・製菓衛生師試験のご案内

### 《両試験共通事項》

◎願書配布 受験願書は県内各保健所で配布します。

◎受験願書の郵送請求  
①封筒裏面に受験種目により「調理師試験受験願書希望」または「製菓衛生師試験受験願書希望」と朱書き

②140円切手を貼った返信用封筒(角2号)を同封

③茨城県土浦保健所に請求

◎願書受付  
・受付日時 7月6日(木)、7日(金)午前9時～正午、午後1時～5時  
・受付場所 県内各保健所

・提出方法 本人または代理人が直接持参(郵送不可)

### ◎試験

・交通手段 試験会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

・集合時間 午後1時

・試験時間 午後1時30分～3時30分

### 《個別事項》

◎調理師試験  
・試験日 10月14日(土)

・会場 水戸養陵高校または茨城県立医療大学

\*どちらかの会場を選択

◎製菓衛生師試験  
・試験日 10月4日(水)  
・会場 水戸合同庁舎

◇申込・問合せ 土浦保健所 衛生課 ☎029-821-

## 善意

5364(〒300-0812土浦市下高津2-7-46)

### 〔社会福祉協議会へ〕

○有限会社中島冷熱様 使用済切手

○宮本圭子様 使用済切手

○栗山工業株式会社様 使用済切手、使用済プリペイドカード

○匿名希望2件 使用済切手、書き損じハガキ、未使用切手

〔善意銀行へ〕  
○友駿健康麻雀倶楽部様 5952円

〔やまゆり基金へ〕  
○匿名希望1件 10万円

ありがとうございました。

## 弁護士による法律相談

日時 7月26日(水)  
午後1:30～4:00  
\*7月3日(月)午前8:30より申込受付

## 心配ごと相談

日時 7月3日(月)・18日(火)  
午後1:00～3:00  
\*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先 老人福祉センター ☎885-7080  
主催 美浦村社会福祉協議会

## 教育相談

相談・連絡先 ☎ ☎885-7788

電話相談 毎週火～金曜日  
午前9:00～午後4:00

来所相談 毎週水・金曜日  
午前9:00～午後4:00

場所: 光と風の丘公園クラブハウス  
\*事前連絡の上、おこしください。  
相談日以外は留守番電話またはFAXで相談を受け付けています。

## 行政相談

日時 6月23日(金)  
午前10:00～正午  
場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。(予約不要)

## 障がい者相談

日時 6月19日(月)・7月10日(月)  
午後1:00～3:00  
場所 地域交流館みほふれ愛プラザ  
身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。(予約不要)  
問合せ先 役場福祉介護課

## 6月の納税

\*納期限は6月30日(金)です。

村 県 民 税 (1期)  
国民健康保険税 (2期)

～ 重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ～

## 新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則として毎年6月末日で更新となるため、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。

ただし、下記に該当する方については更新の手続きが必要になるため、更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ役場国保年金課までお越しください。

### 窓口で更新手続きが必要な方

- ◆平成29年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方  
市区町村が発行する証明書で平成28年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（平成29年度の所得等証明書、課税証明書等）をご準備ください。
  - ◆本人もしくは扶養義務者の平成28年中の所得の申告がお済みでない方
- ※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。

☎問合せ 役場国保年金課 ☎029-885-0340 内線116

## 児童手当の「現況届」を提出してください

「現況届」とは、児童手当を受給している方（保護者）の6月1日現在の状況を記載し、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。そのため、受給者は6月中旬に現況届を提出しなければなりません。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### 届け出の方法

受給者には「児童手当現況届」の用紙を6月中旬に郵送しますので、6月30日（金）までに必ず手続きを済ませてください。

【提出先】村教育委員会子育て支援課（役場2階）

【提出方法】持参または郵送

### 届け出に必要なもの

- ◎全ての方 認印、児童手当現況届
  - ◎申請者（保護者）が国民健康保険以外の健康保険に加入されている場合  
申請者（保護者）の健康保険証の写し
  - ◎平成29年1月1日現在、美浦村に住民登録のなかった方  
市区町村が発行する証明書で、平成28年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（平成29年度の所得等証明書、課税証明書等）
- \*自治体によって証明書の名称が若干異なる場合があります。また、証明書は平成29年1月1日現在で住民登録のあった市区町村の窓口で申請してください。
- ※上記の他、必要に応じて別途書類が必要になる場合があります。

☎問合せ 村教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340 内線232・233